

令和3年度第3回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和3年8月5日(木) 和歌山労働局6階会議室	午前11時00分から 午前11時25分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席5名	定数5名
	労働者を代表する委員	出席5名	定数5名
	使用者を代表する委員	出席5名	定数5名

○富山会長

ただ今から、第3回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告いたします。

○事務局（嶋本）

委員15名中、公益5名、労働者代表5名、使用者代表5名、計15名が出席していただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定数を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっておりますが、傍聴公示を行ったところ、希望はございませんでしたので、傍聴者ゼロということになっております。

それと、先程結審いたしました専門部会の報告書の写しを資料としてお配りしております。

○富山会長

それでは、議題の(1)和歌山県最低賃金の改正の決定について審議をして参りたいと思います。

今年度は、6月24日に和歌山労働局長から「和歌山県最低賃金の改正決定」について諮問をお受けして、和歌山県最低賃金専門部会に調査審議をお願いしていました。

部会では大変ご熱心に審議いただき、意見が取りまとめられましたので報告を受けることといたします。

事務局は専門部会の報告を朗読してください。

○事務局（嶋本）

朗読いたします。お手元にお配りしております写しを併せて御覧いただけたらと思います。

事務局、部会報告の朗読

○富山会長

専門部会の審議経過について簡単に補足して説明します。

7月27日に第1回専門部会を開催して以降7月29日、8月2日、本日8月5日の4回にわたり全会一致を目指して審議をいたしましたが、全会一致に至りませんでした。

最終的には、第4回専門部会において公益見解を示して採決を行い、賛成5名、反対3名をもって結審したものです。

ただ今の専門部会報告について御意見ございますか。よろしいでしょうか。

特に意見がないようでしたら、この部会報告をもとに当審議会としての意見のとりまとめを行いたいと思っておりますが、これについて部会報告のとおり決定することについて御意見ございますでしょうか。

労側ありますでしょうか。

労側、意見なし

使側の方でこの意見のとおり決定することでよろしいかどうか。

和歌委員、どうぞ。

○和歌委員

専門部会で熱心な討議をされたと聞いております。皆様方の御苦勞には感謝申し上げます。

そんな中で中身を聞かせてもらっている中で、28円という国の目安があって、それを上回るのか、下回るのかという、そういうふうな議論であったわけなんです。28円のプラス1円がいいのか、マイナス1円がいいのかという、そういうことになると、なにが正解かわからないということがあるんだろう。そうだったんだと思います。

ただ、28円を1円でも上回る、あるいは1円でも下げるということが、その現下の状況に、例えば、1円下げの場合には、現在の状況をみて心配をしながら中央最低賃金審議会としては考えて決定をしたんだというふうな意思表示にもなるのではないかというふうに思います。そうではないならば、地方の審議というのがまさしく形骸化して行って、28円以外の数字は出せないんだということであれば、何のための審議なのだということになるかというふうに思います。それが一つ。

それと今、国の方では、これを引き上げるという前提のもとでいろんな支援

策、主に我々が聞いているのは、例えば、補助金、助成金について加算をするとか、別枠を作るとかということをしてあります。しかし、そういう事業というのは一定、力のある事業所については有効だと思います。ただ、今回我々使用者側で言わしていただくと、そういう平均値、あるいは全てのということではなくて、強制力がまさしく効くギリギリの中で事業を継続して雇用を継続されている、そういうところについては最低賃金の強制力というのが事業の継続、雇用の継続について左右される心配があるというふうに想像をいたします。

その中でやっぱり現下の状況を、公益委員の先生方もぜひ考えていただきたかったなということだけ、最後に私としての意見を申し上げました。

○富山会長

専門部会の報告どおり決定するということについて、異議があるかどうかなのですが、使用者側はこれについて決定というのは異議があるということではないでしょうか。

○児玉委員

先程、専門部会でギリギリのお話をさせていただいたと思います。今、和歌委員からもありましたように、このコロナ禍において、事業の継続、雇用の維持・確保が損なわれないか。また、経営者の心が折れるようなことになりはしないかということについて、我々使用者委員全員が非常に心配をしているところであります。

今の支援策の件につきましても、初めに支援策がありきであって、付帯の公益見解を付けていただいたことについては評価いたしますけれども、本来であれば支援策が先あって、その上で賃金を上げるというのがあるべき姿であるというふうに思います。

ということで、この28円という3パーセントを上回るアップについては極めて遺憾に思っているところで、我々使用者委員は全員反対という意思を表明したいと思います。

○富山会長

使用者側から異議があるということが出されましたが、労働者側から何か意見ございますか。

○濱地委員

先程、専門部会でも申し上げましたが、やはり中小企業への支援策の充実・拡充、これからもずっと必要になってくるのではないかなと考えているところ

でございます。

その上で、我々これまで4回の専門部会を開催し、その中で労側としての考え、根拠水準を示した中で、最終、公益見解で目安どおりになったということでございますので、我々は公益見解を尊重していきたいというふうに考えているところでございます。

○富山会長

双方、意見を言っていただきましたけれども、それでは、この部会報告について採決をしたいと思えます。

では、部会報告どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

9名挙手

反対の委員は挙手をお願いいたします。

5名挙手

賛成9名、反対5名ということで、採決の結果、審議会令第5条第3項の規定に基づく出席委員の過半数の賛成により、部会報告どおり決定されました。

次に答申案について検討していただきます。

事務局は答申案を配布してください。

事務局、答申案を各委員に配布

○富山会長

答申案を事務局は朗読をお願いいたします。

事務局、答申案を朗読

○富山会長

ただ今の答申案について御意見等ありますでしょうか。

意見等なし

○富山会長

それでは、答申文を局長にお渡ししたいと思いますので、事務局は準備をお

願いいたします。

答申文を会長から局長に手交

○富山会長

それでは、局長から御挨拶があるということなので、よろしく願いいたします。

○労働局長

富山会長はじめ公労使の委員皆様におかれましては、たいへんお忙しい中、精力的に御審議を賜り、また、円滑な審議に取り組まれましたことを心から御礼申し上げます。

今後は、いただきました御意見等を十分に踏まえ、手続きを進めて参りたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

○富山会長

それでは、答申に基づく今後の事務処理について、事務局から説明してもらいたいと思います。願いします。

○事務局（嶋本）

御説明いたします。本日、答申をいただきましたので、答申要旨の公示を本日付けで行います。異議申出の期間は15日間ですので、8月20日までとなります。

異議申出に対する異議審の日時は、先日、第2回本審で御確認いただいたとおり、8月23日の午前10時からということで予定させていただいております。

効力発生日につきましては官報掲載の持ち込みを8月23日中に行った場合、10月1日の発効となります。よろしく願いいたします。

○富山会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、まず8月23日の10時から異議審ということですが、出席可能な方は挙手をお願いいたします。

2人、欠席ということで。

それでは、異議審を8月23日10時からといたします。改めて文書で開催通知を行います。

次の議題ですが、審議会令第6条第7項の規定に基づく和歌山県最低賃金専門部会の廃止について決議したいと思います。

これは和歌山県最低賃金専門部会の任務が終了したときに、審議会の決議により廃止するものです。

県最賃専門部会の廃止に賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

全員賛成ということで、全員一致ということなので、県最賃専門部会を廃止することといたします。

次に、最後の議題ですが、その他ございますでしょうか。事務局ありますか。

○事務局（嶋本）

8月2日に特定最低賃金の決定等の必要性に係る特小委員会を開いていただきまして、その際に必要性についての意見を取りまとめていただいております。

既存の2件、鉄鋼業と百貨店、総合スーパーの特定最低賃金の改正決定につきましては、必要性ありということで意見をいただいております。

それと、新設に係る百貨店、総合スーパー及び各種食料品小売業の特定最低賃金の決定につきましては必要性なしということで結論いただいております。

これにつきましては、次回の異議審の時に改めて報告させていただきますとともに、労働局長から、必要性ありのものにつきましては金額審議の諮問させていただきたいので、お含みいただければと思います。

○富山会長

それでは、ほかに議題がないようなので第3回の審議会をこれにて終了いたします。

以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

皆様ご苦労様でした。

（了）

令和3年8月5日

和歌山労働局長
池田真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山信彦

和歌山県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年6月24日付け和労発基第0624第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、

中小企業・小規模事業者の賃金支払に関し、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守のための相談窓口の周知を図るよう関係機関が努めること

中小企業・小規模事業者の経営力強化に関する取組が促進されるよう、国の支援措置の改善及び拡充に努めること

を公益代表委員の見解として要望する。

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間859円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり